

博士後期課程研究経過報告実施要項

平成20年10月22日
学府教授会承認
学務専門委員会改正 令和4年4月13日

1 目的

博士課程においては、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務の従事に必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことが求められている。そのために研究経過報告の実施を通じて、学生が研究の到達状況を把握・分析し、専攻分野における学力を養い、研究遂行能力を向上させること、及び指導教員（令和4年度以降の入学者においては「研究指導グループ」とする。以下同じ）が学生の研究状況を把握して的確な指導を行うことを目的とする。

2 研究経過発表

学生は毎年1回以上、研究経過発表を実施する。研究経過発表とは、関連学会等における口頭発表、学術雑誌への論文投稿、コンペティション等への出品、企画書の作成などの制作・研究成果を発表することを示す。学外における発表がない学生は、学内において複数の教員・学生、または外部の研究者等第三者が聴講する形態の「学内公開発表会」を計画・実施し、研究状況を発表する。

3 研究経過報告書の提出

(1)学生は上記の研究経過発表の状況を別紙「研究経過報告書」に記入して、発表方法に応じて次の資料を添えて、指導教員に提出する。

研究経過発表	添付書類
関連学会・国際会議等における発表	梗概集
学術雑誌への論文投稿	投稿論文の写し、または論文概要
上2項以外の制作・研究業績（作品、演奏、ディレクション、著書など）	報告書（制作・研究業績など）
「学内公開発表会」による研究状況の発表	報告書（配付資料・発表スライドなど）

(2)学生から指導教員への研究経過報告書の提出期限を、4月入学者においては2月末まで、10月入学者においては8月末までとし、指導教員から学府長への提出期限は、それぞれ3月末まで、9月末までとする。

(3)指導教員は学生からの研究経過報告を受けて、今年度の指導状況及び次年度の指導についての所見を研究経過報告書に記入して、研究経過報告書を学府長に提出する。

4 実施開始

平成21年4月現在で在籍する博士後期課程の学生から適用し、平成21年度から実施する。